

鹿児島県行政不服審査会運営規程

(総則)

第1条 鹿児島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び鹿児島県行政不服審査会条例（平成27年鹿児島県条例第48号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(諮問及び答申)

第3条 審査会に対する諮問は、鹿児島県知事（以下「審査庁」という。）は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審査会が審査庁に対して行う答申は、文書をもって行う。

3 審査会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(調査等)

第4条 法第81条第3項において準用する法第74条の規定により行う審査請求人、参加人又は審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）に対する主張書面又は資料の提出要求、適当と認める者に対する陳述要求、鑑定依頼その他必要な調査に係る方法等は、その都度、審査会に諮って定めるものとする。

(意見の陳述)

第5条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。）は、書面によるものとする。

2 審査会は、意見の陳述の申立てがされた場合には、当該意見の陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。

3 審査関係人が意見の陳述をする場合に、審査会に出席することができる者の数は、5人以内（審査関係人の代理人及び補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧又は交付)

第6条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。

(1) 当該求めに係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下この条において「対象主張書面等」という。）又は当該求めに係る同項に規定する電磁的記録（以下この条において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録（以下この条において「主張書面等」という。）について求める交付の方法（第5項各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 主張書面等について送付による交付を求める場合にあっては、その旨

- 2 審査会は、審査関係人から前項の規定により書面が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- 3 審査会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。
- 4 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、書面により、当該提出人にその旨を通知する。
- 5 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。
 - (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
 - (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(調査審議の手續の併合又は分離)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第8条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(調査審議手續の非公開)

第9条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手續は、公開しない。ただし、第4条又は第5条の規定による陳述については、審査会は、公開することを相当と認めるときは、当該手續を公開することができる。

(議事録の作成)

第10条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

- 2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(答申内容の公表)

第11条 審査会が公表する法第81条第3項において準用する法第79条の答申の内容は、個人の氏名等一般に公表することが適当でない部分を除いたものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、議事の手續その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年5月18日から施行する。